

新旧対照表（PayPayクーポン加盟店特約（オンライン決済用））

項目	2024年1月11日まで	2024年1月12日以降
第1条	<p>第1条 (用語の定義) 第2項</p> <p>—</p>	<p>第1条 (用語の定義) 第2項</p> <p>「クーポン加盟店店舗」とは、クーポン加盟店が運営する、クーポン加盟店とPayPayユーザーとの間の商品等の販売取引を行うサービス、ウェブサイト、アプリケーション等およびクーポン加盟店の商品等提供場所であって、第2条第2項に定める当社所定の方法によりクーポン加盟店がPayPayクーポンを利用することを届け出て、当社がこれを承認した店舗等をいいます。</p>
第1条	<p>第1条 (用語の定義) 第3項</p> <p>「PayPayクーポン」とは、(ア)クーポン加盟店が、自らを対象として、PayPayユーザーに対してPayPayアプリ上で発行するデジタルクーポンであり、(イ)PayPayユーザーが、所定の適用条件を満たす場合に、当社が提供する決済サービス(以下「PayPay」といいます)を用いて商品等代金を支払う際に利用することで、所定のPayPayポイントの付与を受けられるもの(決済総額型)をいいます。</p>	<p>第1条 (用語の定義) 第4項</p> <p>「PayPayクーポン」とは、(ア)クーポン加盟店が、クーポン加盟店店舗の全部または一部を対象として、PayPayユーザーに対してPayPayアプリ上で発行するデジタルクーポンであり、(イ)PayPayユーザーが、所定の適用条件を満たす場合に、当社が提供する決済サービス(以下「PayPay」といいます)を用いて商品等代金を支払う際に利用することで、所定のPayPayポイントの付与を受けられるもの(決済総額型)をいいます。</p>

新旧対照表（PayPayクーポン加盟店特約（オンライン決済用））

項目	2024年1月11日まで	2024年1月12日以降
第2条	<p>第2条 (PayPayクーポンの作成等) 第2項</p> <p>クーポン加盟店は、PayPayアプリ内におけるPayPayクーポンの発行を希望する場合には、希望するPayPayクーポンの内容(適用条件、掲載期間、利用可能期間、PayPayを用いて商品等代金を支払う際に利用したユーザーに対し付与されるPayPayポイントの付与率・付与数およびその上限を含みますがこれらに限られません)を、当社所定の方法により登録するものとします。当社は、登録内容について審査を行い、審査の結果、発行を認める場合には当該内容のPayPayクーポンをPayPayアプリ内に掲載するものとします。クーポン加盟店は、当該審査には一定の時間が必要であり、PayPayクーポンの発行、掲載が即時になされるものでないこと、クーポン加盟店が希望する掲載開始日に掲載されない場合があることおよび当該審査の結果によってはPayPayアプリ内においてPayPayクーポンを発行、掲載できない場合があることを予め承諾するものとします。</p>	<p>第2条 (PayPayクーポンの作成等) 第2項</p> <p>クーポン加盟店は、PayPayアプリ内におけるPayPayクーポンの発行を希望する場合には、希望するPayPayクーポンの内容(適用条件、掲載期間、当該クーポンを利用可能なクーポン加盟店店舗、利用可能期間、PayPayを用いて商品等代金を支払う際に利用したユーザーに対し付与されるPayPayポイントの付与率・付与数およびその上限を含みますがこれらに限られません)を、当社所定の方法により登録するものとします。当社は、登録内容について審査を行い、審査の結果、発行を認める場合には当該内容のPayPayクーポンをPayPayアプリ内に掲載するものとします。クーポン加盟店は、当該審査には一定の時間が必要であり、PayPayクーポンの発行、掲載が即時になされるものでないこと、クーポン加盟店が希望する掲載開始日に掲載されない場合があることおよび当該審査の結果によってはPayPayアプリ内においてPayPayクーポンを発行、掲載できない場合があることを予め承諾するものとします。</p>

新旧対照表（PayPayクーポン加盟店特約（オンライン決済用））

項目	2024年1月11日まで	2024年1月12日以降
第3条	<p>第3条 (PayPayクーポンの利用等) 第2項</p> <p>PayPayユーザーが、PayPayクーポンに定められた適用条件を満たす場合に、クーポン加盟店において、PayPayを用いて商品等代金を支払う際に当該クーポンを利用するとき、当社は、当該クーポンに定められた付与対象となるPayPayポイントの内容(商品等代金額に対し一定の割合を乗じたものとする算定式を含み、当該割合を以下「付与率」といいます)に基づき、PayPayポイント(1ポイント未満は切り捨て)を、当該PayPayユーザーに対して付与します。なお、PayPayポイントの付与時期は、原則として所定の売上確定日の翌日から起算して30日後となりますが、PayPayユーザーの利用状況やシステム上の都合等により付与時期が遅くなる場合があります。</p>	<p>第3条 (PayPayクーポンの利用等) 第2項</p> <p>PayPayユーザーが、PayPayクーポンに定められた適用条件を満たす場合に、クーポン加盟店 店舗において、PayPayを用いて商品等代金を支払う際に当該クーポンを利用するとき、当社は、当該クーポンに定められた付与対象となるPayPayポイントの内容(商品等代金額に対し一定の割合を乗じたものとする算定式を含み、当該割合を以下「付与率」といいます)に基づき、PayPayポイント(1ポイント未満は切り捨て)を、当該PayPayユーザーに対して付与します。なお、PayPayポイントの付与時期は、原則として所定の売上確定日の翌日から起算して30日後となりますが、PayPayユーザーの利用状況やシステム上の都合等により付与時期が遅くなる場合があります。</p>

新旧対照表（PayPayクーポン加盟店特約（オンライン決済用））

項目	2024年1月11日まで	2024年1月12日以降
第5条	<p>第5条 (PayPayクーポン利用料等) 第1項</p> <p>(1) PayPayクーポンサービスの利用の対価として、PayPayクーポンが利用された契約の商品等代金の金額(PayPay加盟店規約(オンライン決済用)第12条に定める売上確定処理がされた金額をいいます。以下本条において同じ。)に当社所定の料率を乗じた金額(税別)(以下「PayPayクーポン利用料」といいます)</p>	<p>第5条 (PayPayクーポン利用料等) 第1項</p> <p>(1) PayPayクーポンサービスの利用の対価として、PayPayクーポンが利用された契約の商品等代金の金額(PayPay加盟店規約(オンライン決済用)第12条に定める売上確定処理がされた金額をいい、クーポンの利用可能期間中にPayPay加盟店規約(オンライン決済用)第11条の2または第11条の4の各条項に定める方法による決済がされ、利用可能期間の経過後に対象商品等代金の売上確定処理がされる場合を含むものとします。以下本条において同じ。)に当社所定の料率を乗じた金額(税別)(以下「PayPayクーポン利用料」といいます)</p>
第6条	—	<p>第6条 (契約終了) 第3項</p> <p>クーポン加盟店がクーポン加盟店店舗を指定してPayPayクーポンを発行している場合、当社およびクーポン加盟店は、当該PayPayクーポンの掲載または利用期間終了後、相手方に当社所定の方法で通知することにより、当該通知が到達した月(ただし、翌月以降を指定した場合は当該指定月)の末日をもって、特定のクーポン加盟店店舗を当該PayPayクーポンの利用対象から除外することができるものとします。</p>